

報道関係各位

令和4年8月13日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

第1322回スポーツ振興くじの取扱いについて (8月13日16時00分時点)

第1322回スポーツ振興くじについて、台風の影響により、以下の指定試合(J1リーグ第25節)が中止となりました。

【中止が決定した指定試合】

「横浜F・マリノス vs 湘南ベルマーレ」

「FC東京 vs セレッソ大阪」

「川崎フロンターレ vs 京都サンガF. C.」

(※本日付けのJリーグ「NEWS RELEASE」をご確認ください。)

つきましては、その決定を踏まえまして、くじ種ごとに次のとおり取り扱います。

【第1322回「mini toto-A組」】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項及び第3項に基づき、第1322回「mini toto-A組」は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。

返還方法その他詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

お客様がお買い上げになりましたスポーツくじチケットにつきましては、返還の際に必要となりますので、保管くださいますようお願いいたします。

【第1322回「toto」、「totoGOAL3」、「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」、「MEGA BIG」】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項第1号及びスポーツくじ約款第11条第4項に基づき、当該指定試合は開催されなかったものとみなし、第1322回「toto」、「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」及び「mini BIG」の当該指定試合に投票された「1」「0」「2」、「MEGA BIG」の当該指定試合に投票された「1」「2」「3」「4」並びに、「totoGOAL3」の当該チームに投票された「0」「1」「2」「3」は、いずれも合致したものと取り扱います。

【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律(抄)

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

- 第17条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。
- 2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかったときは、その合計することができなかった発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。
- 3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(試合の結果等の確定及び通知)

第5条 法第23条に規定する機構(以下、単に「機構」という。)が法第12条の規定により指定試合の結果等を確定しようとする場合において、その指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合等は開催されなかったものとみなす。

- 一 第3条第1項の期日又は期間に指定試合等が開始されなかったとき。

○スポーツくじ約款(抄)

(各等の種類)

第11条

- 4 指定試合等の開催が、最低成立試合数を満たし、スポーツくじチケットが発売された場合の、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項及び第3項ただし書並びに第5条の2第2項の規定により開催されなかったものとみなされた指定試合等に係る投票内容は、すべて合致したものと取り扱います。

【参考2】 スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	予想系くじ			非予想系くじ			
	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG/100円BIG	MEGA BIG	BIG1000	mini BIG
指定試合数	13試合	5試合	3試合	14試合	12試合	11試合	9試合
最低成立 試合数	9試合 (4試合中止まで)	3試合 (2試合中止まで)	2試合 (1試合中止まで)	10試合 (4試合中止まで)	8試合 (4試合中止まで)	8試合 (3試合中止まで)	6試合 (3試合中止まで)

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項